

発議案第20号

有料公園施設使用における高校生の負担軽減を求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月6日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	林	隆	文	印	
賛成者	八千代市議会議員	横	山	博	美	印
	同	木	下	映	実	印
	同	西	村	幸	吉	印
	同	山	口		勇	印

提案理由

市に対し、有料公園施設使用における高校生の負担軽減を求める。

これが、本案を提出する理由である。

有料公園施設使用における高校生の負担軽減を求める決議

八千代市総合グラウンドや八千代総合運動公園野球場など有料公園施設は、現在、多くの高校生が運動部活動の会場として使用している。運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が自発的・自主的にスポーツを行うものであり、学校生活に豊かさをもたらす意義を有し、生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものである。

現在、八千代総合運動公園野球場を除き、有料公園施設において高校生が運動部活動の練習等で使用する場合、一般使用と同額の使用料を部費等で負担し支払っている状況にある。八千代総合運動公園野球場においては、高校生使用の区分が設定されており、野球等で球場を使用する場合は一般使用の半額で利用できる状況にあるものの、サッカー等で八千代市総合グラウンドを使用する場合は一般と同額の負担を強いられている。同じ学校教育活動の一環として行われる運動部活動の観点から、八千代市総合グラウンドや市民体育館等においても、八千代総合運動公園野球場と同様に高校生が使用する際の負担軽減を考慮した料金設定をするべきである。

このことから、議会は市に対し、有料公園施設使用における高校生の負担軽減の観点から、八千代総合運動公園野球場同様、八千代市総合グラウンドをはじめとする他の有料公園施設においても、高校生使用区分を別途設定することを求める。

以上、決議する。

平成28年9月28日

八千代市議会